与那国町における新型コロナウイルス感染症 への対応について

新型コロナウイルス感染症は全国各地で感染者が急増しており沖縄県においても感染者が急増し、八重山地域においても症例が確認され、県内で初めてとなる離島からの事例となりました。このように県内の感染者は増加傾向に収束がつかず、感染拡大警戒地域へ入りつつあります。

与那国町におきましては現在のところ感染者は出ておりませんが島外からの観光客、また町民の皆様も日常的に石垣島や沖縄本島と往来していることを考えますと本町においても感染者が出る危険性は高まっていると考えます。町民の皆様の生活を過度に制限するものではございませんが、八重山郡外より帰島後の2週間は家族を含む本人及び同居世帯の買い物や急務以外の不要不急の外出の自粛及び1日数回の検温等健康状態の確認と、これまで以上にマスク着用、手洗い・うがい、消毒等を徹底し、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

八重山地域においての初めての患者発生に対して、不安を感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、個人でできる感染予防策として、石鹸を使った手洗いや外出先から帰った際のうがい、アルコールを用いた手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットの実施そして睡眠や食事を規則正しくとって免疫力を落とさないようにすることをしっかりと行ってください。まさに今が沖縄県内において今後の感染拡大を抑える重要な時期と認識しております。

町民は元より、事業者、関係機関、行政一丸となって町民の生活を守りながら、新型コロナウイルス感染症の防止に極力努めるよう、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

現時点において、与那国町で取り組んでいること、国の緊急経済対策等の情報は、次のとおりとなっております。

令和2年4月16日 与那国町長 外間守吉

●水際対策について

与那国島への出入りで利用される、与那国空港(飛行機)ターミナル内において、空港利用者の感染防止のための消毒液を常備し、感染防止に取り組んでいます。また、「フェリーよなくに」が出入港する場合は、航路事業者の協力を得て船内出入口に消毒液を設置しております。

●診療所の受診について(発熱、咳、倦怠感 (けんたいかん)等の風邪の症状がみられたら)

与那国町の医療体制は医師一人で脆弱です。医療機関で感染が発生すると地域医療体制が崩壊し、町民の生命も危機にさらされます。町の医療従事者の感染防止のため、下記①②の症状がある場合は、事前に診療所に電話連絡し、医師と容体等の確認を行い、その上で医師の指示に従ってください。何の連絡もせずに診療所に行かないでください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ① 風邪の症状や37.5℃を超える発熱が4日以上続いている。 (解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ② 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある場合。 ※基礎疾患等がある場合は、上記症状が2日以上続く場合。 診療所証 87-2250

●全幼稚園・全小・中学校の対応について

・中学校:始業式(4月15日)、入学式(4月15日)

· 小学校: 始業式(4月15日)

与小入学式(4月16日)、久小入学式(4月19日)、比小入学式(4月16日)

· 幼稚園: 始業式 (4月16日)、入園式 (4月17日)

●保育所、預かり保育、学童の対応について

八重山圏内での症例が報告されるまでは、通常保育を実施してまいりましたが、4月13(月)石垣 市で2例の症例報告があったことを踏まえて、次のとおり保育を実施することとしました。

・4月13日~18日は、通常保育を実施。・4月14日~19日までの間に八重山圏内で新たな症例の 報告があった場合は、20日~5月6日まで休園とする。その後の措置については、決まり次第随 時、保護者あて通知します。

なお、登所自粛(じしゅく)された場合の利用者負担金については、自粛日数に応じて保育料を免 除いたします。

●新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策について

○生活支援臨時給付金(仮称)事業について(令和2年4月9日現在)

国においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っ ている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施される ことになりました。この事業の概要は下記のとおりです。

- ・給付対象:世帯主の月間収入(本年2月~6月の任意の月)が
 - ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非 課税水準(※)となる低所得世帯
 - ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに 引き直すと住民税非課税水準(※)の2倍以下となる世帯等を対象とする。
 - ※申請・審査手続の簡素化のため、世帯主(給与所得者)の月間収入が下記の基準額以下で あれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

・扶養親族等なし(単身世帯) 10万円 · 扶養親族等 1 人 15万円 • 扶養親族等 2 人 20万円 · 扶養親族等 3 人 25万円

- (注1) 扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。
- (注2) 扶養親族等の4人目以降は、基準額に1人当たり5万円加算。
- (注3) 生活保護者や年金のみで生活されている方は原則対象外。
- 給付額 1世帯あたり30万円
- 給付開始時期

国の令和2年度補正予算(第1号)案が成立し、これを受けて各市町村の令和2年度補 正予算が成立した後、本事業が実施できる体制が整い次第。

●新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策について(2)

○与那国町内の事業者の皆様への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により町内の中小企業・小規模事業者の資金繰りがひつ迫し ていることを踏まえ、国、県が実施する施策を商工会と連携を図りながら推進してまいります。

○農業者、漁業者への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3、4月の八重山家畜セリ市場子牛の平均価格が 同年2月と比べ1割強程度下回っており、今後のセリ市場結果を注視し、JAと連携を図り、国、 県が実施する施策を推進いたします。さとうきび、水稲、野菜、薬用作物農家についても、今後の 動向を確認いたします。

漁家については、本町の漁獲の中心になるカジキが、那覇・本土間の減便により販路が確保でき ない状態にあり、漁協から漁業者へ出漁自粛の措置がとられています。今後の動向を踏まえ、漁協 と連携を図り、国、県が実施する施策を推進します。

●緊急小口資金等特例貸付制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向 け緊急小口資金等の特例貸付制度があります。

●公共工事等受注者への通知について

与那国町では、公共工事等を受注している事業者に下記のとおり通知を行い、協力の呼びかけを 行っております。

- ○「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」期間中においては作業従事者等の来島自粛及び延期 を検討して下さい。やむを得ず来島する場合は、来島の4日前からの体温チェック等の健康管理 を行い症状がみられる場合は来島を控えて下さい。
- ○「換気の悪い密閉空間」、「不特定多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」い わゆる「三密」を避け、不要不急の外出はせず、飲み会や集会等への参加は極力控えて下さい。
- ○作業現場、宿場でのマスク着用、消毒管理を徹底して下さい。また、島民との接触は最低限に留 め、集落内の商店での買い物等も最小限の人数でするようにして下さい。

●令和2年度特定(住民・長寿)健診について

令和2年6月6日(土)~10日(水)に予定していた健診は延期。

子宮頸がん検診、乳がん検診も延期。。

新たな日程につきましては、決まり次第お知らせ致します。

●令和2年度乳幼児健診、就学前歯科検診について

5月16日(土)、17日(日)に予定していました健診については、延期の方向で調整中。 詳細につきましては、通知をもってご案内させて頂きます。

●石垣・与那国路線の飛行機の減便について

琉球エアーコミューター株式会社は、石垣~与那国路線の令和2年4月が昨年比5割の需要減退 となる見込みとして下記のとおり減便することとしています。

減便の期間:4月20日~4月30日まで(※予約状況によっては期間変更の可能性あり)

出発地→到着地	便名	出発時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
石垣→与那国	741	10:05	0	0	0	0	0	0	0	通常通り運航
石垣→与那国	743	12:30	0	×	0	×	0	0	0	火,木曜日運休
石垣→与那国	745	17:35	×	0	×	0	×	×	×	火,木曜日運航
与那国→石垣	742	09:05	0	0	0	0	0	0	0	通常通り運航
与那国→石垣	744	13:35	0	×	0	×	0	0	0	火,木曜日運休
与那国→石垣	746	18:40	×	0	×	0	×	×	×	火,木曜日運行

※那覇~与那国路線は通常どおり運航

※5月1日以降については、需要動向に応じて同規模の減便を想定。

●公共施設等の休館について

- 5月6日まで休館(今後の動向次第で休館延長の可能性あり) アヤミハビル館
- ・DiDi与那国交流館 5月6日まで休館(施設内にある手作りパン屋パネスは通常どおり営業)

●町職員の新型コロナウイルス感染症への対応について

4月13日から職員・会計年度任用職員の郡外への出張は、原則禁止とする。4月13日(月)以後に 沖縄本島及び県外(海外を含む)に出張・旅行した職員・会計年度任用職員は、出勤を自粛し、帰 島後 2 週間の自宅待機とする。職員の同居家族等が旅行した場合も同様とする。やむを得ない事 情が発生し、郡外に旅行しなければならないときは、所属長を通して町長の許可を得ること。その 場合も帰島後2週間の自宅待機とする。